感染症法等の改正を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」 の改正案 概要

傍線部分は、第 49 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料中「感染症法等の改正を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正に当たり反映する事項(案)」からの主な修正箇所

1 基本的な考え方、方向性

- 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う対応に当たっては、保健所において業務負担が増大し、地方衛生研究所等において感染初期の段階における検査体制が十分でなかったなどの課題が指摘された。これらの課題は、新興・再興感染症の感染拡大以外の健康危機やこれらが複合的に発生した場合への対応にも通じるものであり、これらの課題を克服し、保健所や地方衛生研究所等が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要である。
- 広域的な感染症のまん延への備えとして、感染症のまん延時においても、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策が継続して実施できるよう、国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体(都道府県、保健所設置市、特別区をいう。以下同じ。)は、必要な体制を整備するとともに、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化し、密接に連携する必要がある。

保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所については都道府県、政令市及び特別区における感染症対策においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした取組を行う必要がある。

国における取組

国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援などを通じて広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体の取組を支援する必要がある。感染症発生時には、全国の人員体制の状況を迅速に把握し、自治体間の応援職員派遣の調整等の支援を行う必要がある。<u>また、国内の新たな感染症に係る知見を収集・分析し、関係する地方公共団体等に迅速に提供する必要がある。</u>

・ 広域自治体としての都道府県における取組

広域自治体としての都道府県は、感染症のまん延のおそれがあるときには、市町村の区域を越えた対応が求められることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定する都道府県連携協議会等を活用し、自治体間の役割分担や連携内容を平時から調整する必要がある。また、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築するとともに、都道府県域内の保健所、地方衛生研究所等の人材育成を支援する必要がある。感染症のまん延の際には、情報集約、自治体間調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置自治体を支援する必要がある。

感染症のまん延の際においては、国や他の都道府県、管内の保健所設置自治体等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関及び福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援などを行う必要がある。

・ 保健所設置自治体における取組

保健所設置自治体は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、 濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を 十分に実施するために、感染症のまん延を想定し、保健所や地方衛生研究所等におけ る人員体制や設備等を整備する必要がある。

また、感染症のまん延の際、迅速にまん延時の体制に移行し、対策が実行できるよう、感染症法に基づく予防計画を策定する際には、保健所体制や検査体制について留意すること。

さらに、感染症のまん延に備え、国や都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努めるとともに、保健所や地方衛生研究所等を含め、感染症のまん延を想定した実践型訓練を実施する必要がある。

さらに、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、各管轄地域内での感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努める必要がある。

- 広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体は、感染症のまん延その他の健康危機に対応するため、連携協議会等を活用し平時から保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、管内の市町村、教育機関、学術機関、消防本部、検疫所などの関係機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する必要がある。
- 〇 保健所や地方衛生研究所等においては、健康危機発生時に、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策全般の業務についても適切に実施できるよう、外部委託や一元化、ICTの導入などを積極的に推進することで、効果的・効率的に地域保

健対策を推進する必要がある。<u>なお、ICT の導入などの際には、関連するシステム間の</u> 互換性に留意することが必要である。

〇 国は、大規模災害発生時に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮 調整機能等への支援を行う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)と被災市区町村の 避難所等において保健活動を行う保健師<u>・公衆衛生医師・管理栄養士</u>等について、派遣 調整等を行う。

都道府県及び市町村は、平時から応援職員の受入体制を整備するとともに、応援派遣が可能な体制を確保する。

○ 保健所設置自治体は、健康危機発生時に備えた研修や訓練の実施、健康危機に対する 迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成、外部人材の活用も含めた必要 な人材の確保、当該危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平 時から健康危機発生時に備えて計画的な体制整備を行う必要がある。

2 保健所の健康危機管理体制

- 保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、必要な情報の収集、分析、対応 策の企画立案・実施、リスクコミュニケーションを行う機関であり、健康危機発生時に おいては健康危機への対応のみならず、健康づくりなどの地域住民に不可欠な保健施策 を提供し続けることが必要であり、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に推 進すること。また、複合的に健康危機が発生した場合においても、対応できるよう必要 な体制強化に向けた取組を着実に推進すること。
- 各保健所は、健康危機管理に係る体制整備に当たり、平時のうちから感染症のまん延 等に備えた準備を計画的に進めるため、<u>都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応に</u> ついて定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応 について定めた手引書、予防計画、新型インフルエンザ行動計画等を踏まえ、健康危機 対処計画を策定すること。

保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成すること。

○ 保健所設置自治体は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために本庁に統括保健師を配置するとともに、地域の健康危機体制を確保するため、保健所に統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。<u>また、当該保健師等は保健所長等と連携すること。</u>市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること。

<u>また、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進においては、統括保健師等が連携</u> して組織横断的なマネジメント体制の充実を図ること。 ○ 保健所設置自治体は、広域的な健康危機の発生の際、必要に応じ、他の地方公共団体等の関係機関及び地域の公衆衛生の実務に係る専門知識を有する人材や公衆衛生に係る専門資格を有する人材に対して、応援職員として保健所等への派遣等への協力を求めること。このため、平時から、応援職員の受入体制を整備するとともに、地域の関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等との連携強化に努めること。

また、広域的な健康危機の発生の際、応援職員としての派遣等への協力を求める人材に対して、健康危機発生時における迅速かつ適切な対応を行うための危機管理等に関する実践的な訓練を含む研修を定期的に実施すること。 さらに、各保健所においても IHEAT 等を含めた実践的な訓練を実施すること。

広域自治体としての都道府県は、保健所設置自治体や保健所単位で実施するこれらの 研修や訓練を支援すること。

国は、保健所設置自治体における応援職員の受入体制の整備や関係教育機関及び専門職能団体等との連携強化等の取組を支援するとともに、応援職員として派遣される人材に対する専門性の高い研修を実施するなど、広域自治体としての都道府県や保健所設置自治体で実施する研修や訓練を支援すること。

感染症のまん延時における外部からの応援として、以下の制度が準備されている。

- イ IHEAT (令和5年4月施行後の地域保健法第21条~第23条)
- ・ 国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体は、地域保健法第22条の 規定に基づき、地域保健の専門的知識を有する者であるIHEAT要員に対し、研修等 の実施が求められる。
- ・ 保健所設置自治体は、IHEAT 要員による支援体制を確保するため、連絡体制や IHEAT 要員及びその所属機関との協力関係を構築すること。
- ・ 保健所においては、感染症のまん延時における IHEAT 要員の活用を想定した平時からの取組が求められること。
- ・ 広域自治体としての都道府県は、保健所設置自治体の IHEAT 要員による支援体制 を確保するために必要な支援を行うこと。
- ・ 国は IHEAT 要員に係るシステムの整備や研修の実施等により、IHEAT 要員を活用 するための基盤を整備すること。

ロ 市町村からの保健師等の応援派遣

・ 保健所設置自治体は、地域の実情に合わせて、保健所を設置していない市町村とも連携し、健康危機の発生の際の市町村職員による応援派遣について取り決めることが望ましいこと。感染症対応に係る取り決めを行うに当たっては、都道府県連携協議会を活用することが望ましいこと。

ハ 自治体間の応援職員派遣制度

・ 感染症対応において、国は、感染症法に規定する総合調整権限に基づき、都道府 県から応援派遣の調整の依頼を受けた際、他の都道府県と調整し、保健師等の地方 公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよ う調整すること。

3 地方衛生研究所の健康危機管理体制

- 保健所設置自治体は、地域保健法第26条に基づき、地域において専門的な調査及び研究並びに試験及び検査等のために必要な地方衛生研究所の設置や人材の確保・育成等の体制の整備、近隣の他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講じなければならないこと。
- 地域保健法第26条に規定する業務のうち、試験及び検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模、財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあっては、地方衛生研究所の設置等により自ら体制を整備することが求められること。
 - 一方、調査及び研究、地域保健に関する情報の収集・解析・提供並びに地域保健に関する関係者に対する研修指導については、小規模な地方公共団体では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所の設置等を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること。
- 広域自治体としての都道府県及び地方衛生研究所を有する保健所設置自治体は、平時から、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の関係機関間の連携が図られるようにするとともに、管内の市町村、関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関との連携を図ること。
- 地方衛生研究所は、健康危機管理においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査及び研究並びに試験及び検査を通じて、地方衛生研究所を有する保健所設置自治体の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともに、地域住民に対するリスクコミュニケーションを行うこと。
- 地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体は、地方衛生研究所の計画的な人員確保 や配置を行うとともに、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関との連携や他の地方 衛生研究所とのネットワークの活用を通じて、継続的な人材育成を行うこと。

- 地方衛生研究所は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見を収集し、国立感染症研究所への地域の状況等を情報提供、地域の変異株の状況の分析及び保健所設置自治体の本庁や保健所等への情報提供などを通じ、サーベイランス機能を発揮することが求められること。
- 地方衛生研究所は、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、予防計画、新型インフルエンザ行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること。

感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化

保健所に求められる主な役割・強化

◆ 新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、 これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が必要。このためには、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所 の役割を明確にし、体制構築に向け、平時のうちから計画的に保健所体制を整備しておくことが必要。

保健所設置自治体

※ 保健所設置主体としての都道府 県、指定都市、指定都市以外の保 健所設置市・特別区



管内の体制整備等の調整 管内の人材育成等の支援

保健所



保健所体制の強化 保健所の人材育成

【健康危機管理体制の強化】

・保健所への職員の配置、IHEAT等外部からの応援の仕組みや受援体制、迅速な有事体制への移行等平時から準備。

【都道府県連携協議会への参画・予防計画の策定】

- ・都道府県が設置する<u>連携協議会</u>へ参加し、管内の保健所や一般市町村、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・ まん延時の役割分担や連携内容を調整。
- ・都道府県の予防計画や保健所の健康危機対処計画との整合性を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。
- ・県や市町村からの応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

【マネジメント体制の強化】

・本庁に統括保健師を配置。

【人材育成】

・職員(IHEAT等応援職員を含む)等の研修・実践型訓練の実施。

【健康危機管理体制の強化】

・<u>予防計画等との整合性を確保しながら</u>平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、<u>地域保健基本指</u>針に基づき作成されている手引書の改定等により、「**健康危機対処計画**」を策定。

【マネジメント体制の強化】

・統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を各保健所に配置。

【人材育成】

・職員(IHEAT等応援職員を含む)等の<u>実践型訓練等の実施。</u>

【都道府県連携協議会の設置・予防計画の策定】



都道府県

県内の体制整備等の主導 県内の人材育成等の支援

- ・保健所設置自治体、保健所、一般市町村、医療機関、消防その他関係機関と連携し、平時から感染症発生・まん延時の 役割分担や連携内容を調整。議論を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。
- ・都道府県内外の応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

∼県内の主導・支援

【人材育成】

・県内の人材育成の支援(国の研修への派遣調整等)。

【マネジメント体制の強化】

・本庁に統括保健師を配置し、圏内の組織横断的なマネジメント体制の充実を図る。

令和5年度における保健所の恒常的な人員体制強化

<保健所において感染症対応業務に従事する保健師:令和5年度に更に450名増員>

○ 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。

■保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

令和3年度から 2年間かけて**900名増**

(コロナ禍前(平成31年)) 約 1, 8 0 0 名(全国数)



(R4年度) **約2,700名** 令和5年度に **更に450名増**



(R5年度)

約3,150名

普通交付税措置において、標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数をコロナ禍前(平成31年)の24名から令和5年度に42名に増員

※参考:令和3年度から2年間かけて900名増員するための措置

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) 登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため

<保健所における保健師以外の職員(事務職員等):令和5年度に更に150名増員>

- さらに、感染症法等の改正を踏まえ、関係機関との調整や保健師等への業務支援を図るため、<u>保健所の保健師以</u> 外の職員(事務職員等)についても**150名増員**するために必要な地方財政措置を講ずる。
- ※ 令和3年度においても、150名増員するために必要な地方財政措置を講じている。

※参考:感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に保健所において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

保健所における健康危機管理体制確保のための 総合的なマネジメントを担う保健師の配置について

- 感染症法等の改正等に伴い、都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理体制の確保のために、<u>保健所に統括保健師等の</u> 総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。
 - ※なお、都道府県及び市町村に保健活動の組織横断的な総合調整及び推進等の役割を担う部署を明確に位置づけ、 保健師(統括保健師)を配置するよう努めることとしている(「地域における保健師の保健活動に関する指針」 健発0419第1号平成25年4月19日)。
- 当該保健師は保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割 を担う。
- 〇 保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を増員するために必要な地方財政措置を 講じているところ。
- 自治体に配置される統括保健師が、都道府県、保健所設置市・特別区、保健所、市町村までを含めた保健師が中心となる 組織横断的なネットワークを機能させることで、健康危機発生時への迅速な対応を可能とする。



保健所の総合的なマネジメントを担う保健師に求められる業務

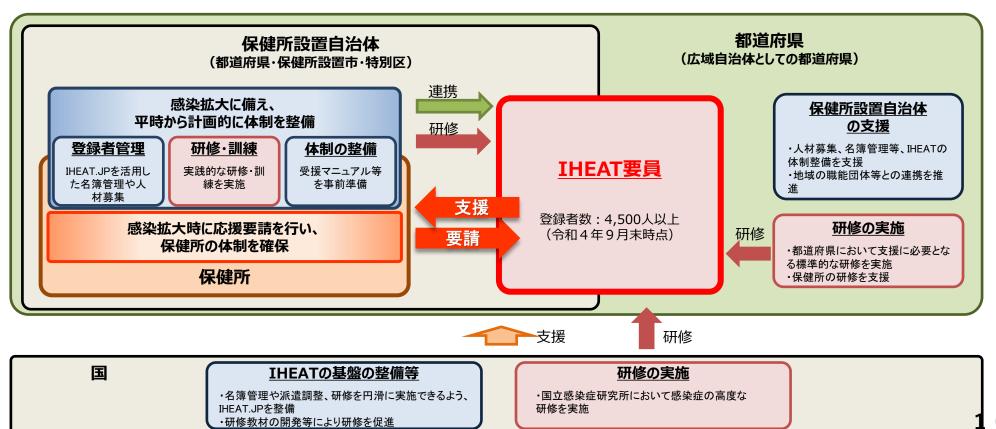
平時のうちから感染症危機に備えた 準備を計画的に進めるために以下の 業務を担う

- ①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与
- ②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施
- ③有事を想定した実践型訓練の実施 など人材育成の強化
- ④地方衛生研究所等や管内市町村や 職能団体等関係機関・団体との連携 強化等

地域保健法の改正によるIHEATの強化

IHEATは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みであり、IHEATを強化するために法定化された。

- 〇 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に<u>兼務に配慮</u>す る努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。(第21条第2項、第3項)
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への<u>研修等の支援</u>を行う 責務を規定。(第22条)
- ※ 令和5年度予算案に、保健所設置自治体の研修等に対する補助を盛り込んだところ



感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【求められる役割等】

◆ 地衛研は、特に健康危機発生初期(民間検査機関が立ち上がるまでの期間)においては、国立感染症研究所と密接に連携しつつ、地域の試験検査の中核としての役割が求められていること。また、感染拡大期などにおいては、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、自治体や保健所に提供するなどサーベランス機能を発揮することが求められている。こうした危機対応と同時に健康危機管理における専門技術的な拠点としての機能を発揮できるよう、平時のうちから有事に備え体制を強化する。

保健所設置自治体における必要な体制整備の在り方(地域保健法第26条:地衛研の整備):

「試験検査」は、健康危機への対処に必要不可欠な機能であることから**都道府県・指定都市は地衛研を設置**し、試験検査体制を整備する。 その他機能 (「調査研究」、「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」、「研修指導」)は、**都道府県が主導して、少なくとも都道府県に1つは整備**する。 地衛研を自ら整備できない指定都市以外の保健所設置市や特別区は、都道府県や指定都市との**連携により必要な機能を補完**。

保健所設置自治体

※ 地衛研設置主体としての都道府 県、指定都市、指定都市以外の保 健所設置市・特別区



地衛研の人員体制や整備の強化

役割: 自治体の責務として、平時のうちから地衛研等における人員体制や整備等を整えていくことが必要。有事の際には、地衛研等の状況を把握し、都道府県や他の市町村と密接連携し対応を行うことが求められる。

【健康危機管理体制の強化】

- ・<u>本庁は</u>、連携協議会等を活用し有事の際に迅速に移行等ができるよう地衛研を含む検査体制等について<u>予防計画を策定</u>。
- ・<u>地衛研は、予防計画等との整合性を確保しながら</u>平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるための<u>「健</u> **康危機対処計画**|を策定。
- ・人員体制の整備・計画や検査機器の整備・メンテナンス、調査研究の充実等平時からの準備。

【連携の強化】

・感染研や保健所、近隣市町村、職能団体との平時からの連携強化。

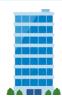
【人材育成】

・研修や有事を想定した実践型訓練等を通じた人材育成の実施。



域内の主導・支援

都道府県



域内の人材育成等の支援域内の体制整備等の統括

役割: 平時のうちから都道府県のリーダーシップの下、都道府県域内の体制整備を進めていくことが必要。有事の際には、情報集約や自治体間調整、業務の一元化等の対応による都道府県域内の支援が求められる。

【健康危機管理体制の強化】

・<u>連携協議会</u>での関係機関等との平時からの議論・協議による地衛研を含む検査体制等について<u>予防計画を策定</u>。

【連携の強化】

・連携協議会等を活用した自治体や感染研等関係機関、職能団体等との意見交換や調整等を通じた平時からの連携強化。

【人材育成】

・都道府県域内の人材育成の支援(感染研の研修への派遣調整等)。

感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【体制整備の在り方】

地域保健法の改正概要

- ◆ 今後の感染症のまん延時等の健康危機に的確に対処できるよう、全国の保健所設置自治体に対し、専門的な知識・技術を必要とする 試験検査・調査研究等の業務を行うために必要な体制整備・連携確保等を講ずる責務規定(第26条関係)。
- ◆ 国に対し、体制整備等を行う自治体に対して助言・指導・その他の援助を実施する努力義務規定(第27条関係)。

地域保健に関する調査研究及び試験検査に関する体制整備等の在り方

- 健康危機に対応するため、都道府県と指定都市に専門的な試験検査(主要項目)について自ら体制(地方衛生研究所等)を整備する ことを求めるとともに、試験検査の質を支える調査研究、研修指導及び情報収集・解析・提供について、少なくとも都道府県単位で体 制を整備することを求める。
- □ 財政規模の小さい指定都市以外の保健所設置市や特別区は、自ら体制の整備ができない/不十分な場合には、都道府県や指定都市と □ の連携により補完することを求める。

機能	想定される主な内容	都道府県	指定都市	指定都市以外の保健所 設置市/特別区
試験検査 (主要項目)	・新型コロナ感染症のように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等 の試験及び検査。 ・健康危機の際に初期の検査を担う公的検査体制。	◎ 必須	◎ 必須	
(稀少項目)	・風土病、稀少ウイルス等の試験及び検査。 ※ 現在「レファレンスセンター」という形で国立感染症研究所と地 方衛生研究所間における連携体制により実施されている。	△ 必須ではない ※ 引き続き 全国規模での連 <u>携体制</u> で対応		△ 自前で整備することも 可能であるが、 都道府県や指定都市と の連携により、不足す る機能の全部又は一部 を補完
調査研究	・地域保健に関する基礎研究、疫学研究。 ・試験検査能力の向上に資する調査研究。 ・試験検査の精度向上や技術開発に資する調査研究。	○ 都道府県単位で必須 ※ 自ら実施するほか、 自治 体間の連携による都道府県単 位での整備(都道府県での一 元化や個別自治体間の連携) も可能		
研修指導	・地域保健に係る業務に携わる人材育成のための研修指導。 ・地域全体の試験検査能力や調査研究能力の向上につながる研修指導。			
情報収集 · 解析 · 提供	・地域保健に関する情報収集、解析、関係者・住民等への情報提供。 ・地域住民の公衆衛生に関する情報(感染症の感染状況や生活環境) を速やかに把握する。 ・健康危機において適確な対応や地域住民の行動につながる情報収 集・解析・提供。			

感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【令和5年度体制強化予算】

<地衛研における職員:令和5年度に約150名増員>

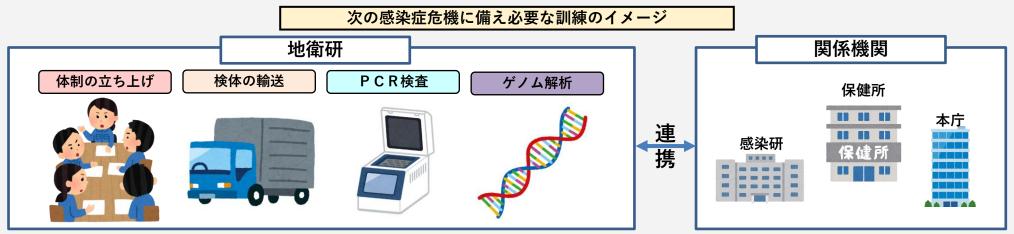
- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、地衛研の恒常的な人員体制強化を図るため、<u>職員を</u> <mark>約150名増員</mark>するために必要な地方財政措置を講ずる。
- ※普通交付税措置において、標準団体(人口170万人、地衛研数1カ所)の措置人数を2名増員(令和3年度も1名増員)

※参考:感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に地衛研において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④保健所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

<地衛研の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の全国展開>

○ 次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、 各地衛研における検査訓練について支援を行う。



感染拡大時に迅速な対応が可能となるよう、必要な訓練を実施

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地衛研の人員だけでなく、感染研や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに 検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

予算額:1.5億円 補助率:国1/2、自治体1/2 実施主体:都道府県、保健所設置市、特別区

健康危機対処計画について

健康危機対処計画の概要

○ <u>各保健所及び各地衛研は</u>、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を 担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「**健康危機対処計画**」を策定。

※今後、「健康危機対処計画」策定に当たっての考え方をお示しする予定。

<「健康危機対処計画」記載事項のイメージ(健康危機のフェーズ(発生初期、拡大期など)に応じた以下の記載を想定)>

- ・業務内容と量の見積もり
- ・業務重点化や絞り込みなど
- 人員体制(自治体内外からの応援を含めた体制)

- 外部からの応援職員の受入体制(受援計画)
- ・職員の安全確保・メンタルヘルスも含む健康管理
- 研修や実践型訓練の実施

等

